

# 会報

2024年6月号

## 小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



### <提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・成年後見
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・家族信託
- ・ファイナンシャルプランニング 他

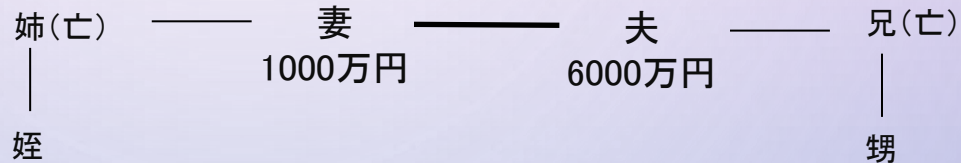
この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「お二人様の相続」です。

お二人様の夫婦、つまり子供がいない夫婦の相続では、思わぬ結果になることがあります。特に夫婦の財産が片方に偏っている場合は遺産の行先が大きく変わることが起こり得ます。どうでしょうか。

例えば夫が6000万円、妻が1000万円の財産を持っているとします。夫に兄が1人いたがすでに死亡しており、甥が1人いるとします。妻にも姉が1人いたがすでに死亡しており、姪が1人いるとします。(下図参照)



子供がおらず、親がすでに死亡している場合、配偶者の法定相続分は4分の3で、兄弟姉妹の法定相続分が4分の1になります。そして兄弟や姉妹がすでに死亡している場合は、その4分の1は甥や姪に代襲相続されます。ここまでは、納得できるという方も多いと思います。問題は自分が先に死亡した場合と配偶者が先に死亡した場合とで大きく結果が変わってくるということです。

例えば上の例で、夫が先に死亡すると、その財産は、妻に4500万円、甥に1500万円が相続されます。この時点で妻の財産は5500万円になります。その後、妻が死亡すると妻の財産5500万円はすべて姪に相続されます。結局、2人の財産7000万円は甥に1500万円、姪に5500万円相続されたこととなります。

では、妻が先に死亡したとするとどうなるでしょうか。妻の財産1000万円は夫に750万円、姪に250万円相続されます。この時点で夫の財産は6750万円になります。その後、夫が死亡すると夫の財産6750万円はすべて甥に相続されます。結局、2人の財産7000万円は甥に6750万円、姪に250万円相続されたこととなります。(下図参照)

	甥	姪
夫が先に死亡した場合	1500万円	5500万円
妻が先に死亡した場合	6750万円	250万円

夫が自分と血の繋がりのある甥に多く残したい、または、妻が自分と血の繋がりのある姪に多く残したいと考えている場合、この結果に納得がいかないと考える人もいます。

この結果を避けるためには、夫は甥に多くを遺贈するという内容の遺言書を作成し、妻は姪に多くを遺贈するという遺言書を作成しておくことが必要です。どちらが先に死亡しても甥と姪に平等に相続させたい場合には、予備的遺言という方法もあります。甥や姪に遺留分はありませんので、遺言の内容がそのまま実現されます。ただ、夫と妻にはそれぞれ遺留分がありますので、その遺留分を侵害しないようにするか、夫婦で互いに遺留分は主張しないと合意した上で遺言書を作成することが必要です。